

安土山下町中宛信長朱印状

Nobunaga's Ordinance for the Azutisangetyou Commune

安野眞幸*

Masaki ANNO*

【概要】

本稿は天正五年六月に織田信長が安土山下町に宛てて出した定書十三カ条に付いての考察である。安土を理解するには、「景清道」と八風街道から延びた「浄厳院道」と、両者の交点にある港町の「常楽寺」の三者を知る必要がある。常楽寺は「沙沙貴神社」の門前町ならぬ〈門裏町〉だった。この定書の実質的な受取手で、自治都市安土山下町の自治の担い手は「沙沙貴神社」の神官で、この神社の長い伝統を背負って立つ木村次郎左衛門尉だった。この法令中には「兵工未分離」な木村氏の「奉公人」「給人」が同時に都市住民身分として登場し、「惣村」から「惣町」への過渡期の在り方を示している。

【キーワード】

信長 楽市 安土 木村次郎左衛門 惣町 常楽寺 東山道 景清道 八風街道 沙沙貴神社 六角承禎・義治 普請奉行

目次

1. はじめに
2. 史料と解釈
 - 1) 史料
 - 2) 解釈
3. 文書の受取人
 - 1) 安土山下町中
 - 2) オールドタウン常楽寺
4. 舞台と背景
 - 1) 安土への道
 - 2) 沙沙貴神社
 - 3) 信長上洛後の湖東平野
 - 4) 一揆蜂起後の近江支配
5. 第一条の問題点
 - 1) 問題の所在
 - 2) 「楽市」とは何か
 - 3) 「諸座・諸役・諸公事」か「諸座諸役・諸公事」か
 - 4) 「免許」とは何か
 - 5) 小結
6. 十三カ条の概観
7. グランドデザイン
 - 1) 外来商人への法 第一条・第二条
 - 2) 都市住民への法 第三条・第四条
8. 惣町法
 - 1) 都市検断法 第五条・第六条・第七条
 - 2) 徳政禁止令 第八条
9. 加納楽市令の継承法
 - 1) 都市身分法 第九条・第十二条
 - 2) 都市平和令 第十条・第十一条
10. むすび 第一条の解釈

* 弘前大学教育学部社会科教育教室
Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

1. はじめに

本稿は天正五年六月に織田信長が安土山下町に宛てて出した定書十三カ条についての考察である。この文書は〈安土楽市令〉としても、信長の築いた安土城下町に対する都市法としても有名である。

「2. 史料と解釈」では史料を掲げ、その意味の概要を知るため、取り敢えず奥野高広氏の解釈を掲げた。本稿の目的はこの文書の解釈にあるのだが、ここでは史料紹介として行った。本格的な分析は、後に再び行う。この文書の歴史的な枠組みを理解するため、3では「文書の受取人」を論じ、「4. 舞台と背景」では歴史の舞台となる安土と、天正五年という時代の背景を考察した。3、4では在地領主である木村次郎左衛門尉を取り上げて論ずることとなる。

次に問題となるのが文書の中身である。この十三カ条全体を眺めたとき、一番難解で、議論の多いのが第一条であろう。そこで5では「第一条の問題点」を取り上げた。ここでの分析は、結果として、当定書十三カ条成立に至る信長と木村次郎左衛門尉との交渉場面の歴史的再現となろう。次の「6. 十三カ条の概観」では全体の分析に先立ち、この十三カ条を先行する信長楽市令の加納楽市令、金森楽市令と比較した上で、全体的概観を試み、幾つかにグルーピングした。

「7. グランドデザイン」では第一条・第二条・第三条・第四条を城下町安土の〈設計〉に関わるものとして取り上げた。「8. 惣町法」では、第五条・第六条・第七条を〈都市検断法〉として、第八条を〈徳政禁止令〉として取り上げた。これらは皆、加納令・金森令とは無関係で、これらに係譜を引いていないのが特徴である。しかし第九条・第十条・第十一条・第十二条はこれとは逆に、加納令に強く系譜を引いており、これを「9. 加納楽市令の継承法」で取り上げた。

「10. むすび」では、第一条の後半部が「諸座諸役」と「諸公事」の「免許」であるとした。

2. 史料と解釈

1) 史料

「安土山下町中宛朱印状⁽¹⁾」十三カ条（この文書をAとする。）には次のようにある。各条文を特定するため、①～⑬の番号を付けた。また、本文の割り注部分は（ ）で示した。

A

定 安土山下町中

- ①一 当所中為楽市被仰付之上者、諸座諸役諸公事等、悉免許事
- ②一 往還之商人、上海道相留之、上下共至当町可寄宿、但、於荷物以下之付下者、荷主次第事
- ③一 普請免除事、(但、御陣・御在京等、御留守難去時者、可致合力事)
- ④一 伝馬免許事
- ⑤一 火事之儀、於付火者、其亭主不可懸科、至自火者、遂糺明、其身可追放、但依事之体、可有輕重事
- ⑥一 咎人之儀、借家并難為同家、亭主不知其子細、不及口入者、亭主不可有其科、至犯過之輩者、遂糺明、可処罪過事
- ⑦一 諸色買物之儀、縦雖為盜物、買主不知之者、不可有罪科、次彼盜賊人於引付者、任古法、贓物可返付之事
- ⑧一 分国中徳政難行之、当所中免除事
- ⑨一 他国并他所之族、罷越当所仁、有付候者、従先々居住之者同前、雖為誰々家来、不可有異儀、若号給人、臨時課役停止事
- ⑩一 喧嘩・口論、并国質・所質、押買・押売、宿之押借以下、一切停止事
- ⑪一 至町中譴責使、同打入等之儀、福富平左衛門尉・木村次郎左衛門尉兩人仁相留之、以糺明之上、可申付事
- ⑫一 於町並居住之輩者、雖為奉公人并諸職人、家並役免除事（付、被仰付以御扶持居住之輩、並被召仕諸職人等格別事）
- ⑬一 博勞之儀、国中馬売買悉於当所可仕之事
右条々、若有違背之族者、速可被処嚴科者也
天正五年六月 日 (朱印)

2) 解釈

これらの条文一つ一つの解釈については、さまざまな議論があり、そのすべてをここで紹介することは出来ないで、次に代表として、奥野高広氏の解釈⁽²⁾を掲げたい。奥野氏はこの文書の語句などについての研究を（ ）などで述べているが、適宜省略した。

- ①一 安土の城下町は楽市（市場税・商業税の免除と旧来の座商人の特権廃止）とし、なお座は撤廃し、課役・公事はすべて免除する。

- ②一 往還の商人は中山道によらず、西上するもの、東へ下るものともに安土の町に寄宿する。但し荷物以下の運送の場合は、荷主の都合による。
- ③一 普請役は免除。(但し出陣在京などやむをえず留守の時は、合力すべき事。)
- ④一 伝馬役は免許。
- ⑤一 火災について放火の時は、その亭主の責任を免除する。自火の場合は調査の上、亭主を追放する。但し事情によって罪状に軽重がある。
- ⑥一 咎人の場合、借家や同居であっても亭主に罪はない。犯罪者は尋問して罪科に処すべき事。
- ⑦一 色々の品物を買物する場合、たとえ盗物であっても買主がこれを知らなければ罪としてはならない。次に彼の盗賊人を逮捕したなら、古法に従い贓物は返付させるべき事。
- ⑧一 分国中に徳政を実施しても、安土町では免除。
- ⑨一 他国や他所の者が安土町に移住して来て定住すれば、先住者と同じ待遇を受けられる。誰々の家来であっても異議はない。若し給人といい、臨時の課役をかける者があっても停止する。
- ⑩一 喧嘩・口論并に国質・所質、押買い・押売り以下は停止。
- ⑪一 町中に譴責使を入れるとか、打入をする場合は、福富平左衛門尉・木村次郎左衛門尉の兩人に届け、その調査を待って許可する。
- ⑫一 町並に居住の者は、奉公人や職人であっても家並を免除する事。(付り、仰せによって扶持をうけて居住している者とか、御用の職人等は特別である。)
- ⑬一 博勞について、国中の馬匹の売買は悉く安土で行うべき事。

3. 文書の受取人

1) 安土山下町中

この文書の宛名は「安土山下町中」である。「安土山下町」と云う表現から、信長が築いた安土城の「山下」にある城下町を指していることが分かる。城下町の規模を、歴史地理学の小島道裕氏⁽³⁾は安土山以西の「下豊浦」「常楽寺」を中心に考えたのに対し、考古学の秋田裕毅氏⁽⁴⁾は、この他、

安土山の東、北腰越峠を越えた須田地区などにも家臣団屋敷地は広がっていたとした。秋田説によれば、町人居住区と家臣団居住地は別々に存在していたことになる。

「山下町中」と云う表現から、「安土山下町」が「惣町」と云う自治組織をなし、その基礎単位は地縁団体の「町」であったことが分かる。この「惣町」—「町」と云う組織は、朝尾直弘氏が云う⁽⁵⁾ように、中世村落の到達点である「惣村」—「村」を母胎とし、この当時そこから分離して、新たに生み出されたものである。その結果、近世社会は「町」と「村」の対立として編成され、整備されたと云う。それ故「安土山下町中」には「惣村」と同様、次のような特徴があった。

i・惣有地・惣有財産を持ち、ii・年貢の地下請け(村請け)を行い、iii・惣掟(村法)を持つか、または地下検断権を掌握(自検断)していた。後述するように、これらi・ii・iiiは、この定書を考える際、大事なヒントとなろう。⑤・⑥・⑦・⑧はiiiと対応し、③・⑫の背後にはiiが存在していた。朝尾氏の議論は、近世の「町」「村」が共に「惣村」から生まれたとする惣村一元論である。氏は次に都市の具体例として近江の「八日市」と泉州の「堺」を取り上げた。

この「八日市」と「堺」はどちらも境界領域、共同体と共同体の隙間、社会的真空地帯に生まれたものである。一方桜井英治氏⁽⁶⁾は、網野善彦氏が都市の出来る場所を〈中洲・河原・浜〉等としたことを承けて、「惣村」は〈共同体〉、「惣町」は〈共同体の隙間〉との対比から、朝尾氏の惣村一元論への批判を試みた。しかしながら私は、網野説は大変魅力的なので、両氏は共に網野説に囚われているが、都市の出来る場所はこれのみではないと思うのである。

私がかつて明らかにしたように、富士大宮や熱田など、神社門前町は古くからの共同体の中心地として都市化することもあった。しかも、これまた、神社発生当時の古墳時代にまで遡れば、海と陸、山と平野などの境界地帯に成立したとなるのである。つまり、境界は時代と共に新たな中心へと変化した。この安土の地は富士大宮や熱田、苜中府宮等々と同様、古くからの共同体の中心地に位置し、後述するように、「沙沙貴神社」の門前町ならぬ、〈門裏町〉だったのである。

それ故、少なくとも安土に於いては、朝尾氏の云うように「惣村」から「惣町」への変化が迎れ

るように思う。

2) オールドタウン常楽寺

小島道裕氏⁽⁷⁾は信長の安土城建設に先立って、既に「常楽寺」の地に港を中心とした集落が存在し、城下町は〈これに隣接する形で建設された〉とした。「常楽寺」の町割り地割りと、安土城に隣接する「下豊浦」の地割りの基準線とは、30度ほど傾いている。これは、信長が城下町建設に際して、それまでの地割りを否定し、街路を新たに作り直したからで、ここから、新たな地割りが施されず、旧来の地割りが残った「常楽寺」には既に町場が存在していたと考えられる。

港の東の傍には「博労町」があり、陸揚商品の輸送に従事した「馬借」の存在が想像される。一方港の西側には、港の機能を監督すべく領主「木村次郎左衛門尉」の小城があった。それ故「安土山下町中」の自治組織の中心は安土のオールドタウン常楽寺にあった。木村氏は国人領主として常楽寺周辺の「惣村」を支配下に置いていたが、信長の安土城建設にともない「惣村」が「安土山下町」の「惣町」へと衣替えしたとき、自治組織の代表として信長と対峙したと思われる。

小島氏はこの国人領主の木村氏を「安土町奉行⁽⁸⁾」と云う。彼が「安土山下町」の検断権を持っていたので、近世の〈町奉行〉に譬えたのである。しかしその検断権は、上位権力からの委託ではなく、「惣村」の持つiiiの「地下検断権」に系譜を引いていたと考えられよう。それ故この文書は、「安土山下町中」と云う宛名にも拘わらず、現実には「安土山下町中」の代表者「木村次郎左衛門尉」に宛てられたもので、木村氏が所持していたと考えられる。

4. 舞台と背景

1) 安土への道

信長が安土に築城した理由の一つは、琵琶湖水運と関わる常楽寺港にあったと思われる。陸上交通のアクセスとして、小島氏は江戸時代に朝鮮使節が通った琵琶湖寄りの「朝鮮人街道」＝「下街道」を考え、「上街道」＝「東山道」とのアクセスには「南腰越」を利用したとし、また常楽寺港を近江の守護六角氏の居城〈観音寺城の外港〉とした。しかし秋田氏⁽⁹⁾は「下街道」の開通は天正五年よりかなり遅れたはずだとし、「南腰越」「北腰

越」の利用を疑問視している。

もちろん信長は、安土築城と共に「下街道」の整備をすすめた。『信長公記』は天正十年の「本能寺の変」後、安土留守番衆が次々に帰国し、蒲生氏が本国日野に御上臈衆、御子様達を避難させたことを次のように述べており、「南腰越」の利用が確認される。「蒲生右兵衛大輔、此の上は、御上臈衆、御子様達、先ず日野谷まで引き退き候はんに、談合を相究め、子息、蒲生忠三郎を日野より腰越までお迎へのため、呼び越し、牛馬・人足等、日野よりめしよせ…」

秋田氏は天正五年の安土築城当時の通行は、「下街道」よりもむしろ「景清道」だったとし、近江における合戦の場所や集落の所在地が多くこの道に沿って存在していることから、「景清道」の重要性を指摘している。これは「東山道」建設以前の自然道で、律令国家による「東山道」建設以後は裏街道・「間道」として存続したと云う。壇ノ浦の戦いの後、平家の怨念を一身に受け、頼朝の命を狙ったとされる伝説上の人物、平景清が忍んで通った道との命名は面白い。

秋田氏によれば、現在「景清道」の景観が確認できるのは安土周辺の慈恩寺・桑実寺・鳥打峠・石寺・清水鼻・川並で、その先は塚本・宮荘・愛知川左岸の梁瀬で、近江の〈親市〉長野・肥田を経て鳥居本に至ったと云う。つまり、慈恩寺以東は「下街道・景清道・上街道」の三本が彦根・佐和山城のある鳥居本まで通っていたのである。他方、慈恩寺以西は「佐々木街道」＝「下街道」で、西庄黒橋・江頭・永原を経て野洲川の手前で東山道に合流し、守山に至った。

大切なのは、「景清道」が鳥打峠から観音寺山を巻いて六角氏の観音寺城の城下石寺に至るが、この道が石寺の先、柏尾から清水鼻の区間で「東山道」と重なっていることである。これは②を分析する際、大切となる。なお、秋田氏の議論で私が面白く思ったのは、「八風街道」が東山道の武佐で終点ではなく、その先を「浄厳院道」となって「景清道」の常楽寺まで延びていたとした点である。この道は当然琵琶湖に面した常楽寺港にまで連なっていたはずである。

つまり、「八風街道」・「浄厳院道」・常楽寺港によって、道は伊勢から琵琶湖まで一本に通じていたのである。古代の東海道・東山道に対して、中世では千種越え・八風峠越えで近江と伊勢を結ぶ「八風街道」が成立し、物流革命が起こり、「保内

商人」など「惣村」を基礎とする商業が成立したことは有名だが、これまでの研究では「八風街道」と琵琶湖水運の結合は問題となっていなかった。結合していたとすれば、安土築城以前から常楽寺港の持つ意味は大きかったと思われる。

湖東平野を二分し、南北に走る「浄厳院道」・「八風街道」と、琵琶湖の南を東西に走る「東山道」とは、武佐の長光寺で交差していた。

2) 沙沙貴神社

まず安土周辺の地理を述べたい。東山道が近江から美濃に入る関ヶ原では、雪がよく降り、冬の寒風は伊吹風となって濃尾平野に吹き付ける。つまり近江の北半分は北陸道に連なる〈裏日本型気候〉の豪雪地帯に属している。これに対して、近江の南半分は〈瀬戸内気候〉である。観音寺山塊がこの二つの気候帯を分けており、山塊は安土山にも連なっている。また安土には「中の湖・伊庭湖・豊浦湖・常楽寺湖・浅小井湖・白王湖」と呼ばれる琵琶湖最大の内湖群があった。

現在では埋め立てが進み、昔の面影はないが、内湖群は魚の産卵場所で、周囲には多くの縄文遺跡があった。つまり安土は山と湖との接点にあり、大きくは二つの気候帯の接点でもあった。近江は〈回廊の国〉と云われ、都から東国に行く東海道・東山道・北陸道の何れもがここを通った。しかもここを一本の水路が瀬戸内海・大阪湾・淀川・琵琶湖と結んでいる。それ故、内湖の中に抱えられた安土は水陸交通の要衝となる可能性を最初から秘めていた。

秋田氏は、安土城下町の形成された常楽寺・下豊浦・上豊浦の地域は、蒲生郡ではただ一ヶ所〈条理地割りのない世界〉で、水利の便が悪く、水田ではなく条里制の適応されない〈畑地〉⁽¹⁰⁾としている。江戸時代には藍や綿、明治時代以降はネギや人参、桑が植えられたという。しかしここには常楽寺古墳群や全長162メートルの瓢箪山古墳も存在し、これらの古墳は朝鮮半島系やその類似様式のものも多く、弥生文化と別系統の非水田稲作系文化の繁栄を物語っている。

この地には「大彦命」の一族で蒲生郡や神崎郡の大領となった古代豪族「狭狭城山君」に由来する「沙沙貴神社」が立っている。秋田氏は、「狭狭城山君」が若狭の国造「膳臣」と同族であったことから、古墳の主は海人族の安曇族⁽¹¹⁾としている。対岸の西近江には安曇族の活動拠点「安曇川」が

あるので、彼らがこちらの岸に上陸したのは自然である。また「狭狭城山君」の名前から「山部」「山守部」との関連が考えられ、この地は「海の民・山の民」の活躍する世界であった。

「景清道」の南「沙沙貴神社」の境内に接して「鉄砲町」「鍋屋町」があり、少し離れて「青屋」がある。いつまで遡るか分からないが、神社周辺にはこのような職人たちが多く住みついていた。

〈山と湖が接する〉〈畑地〉と云う自然環境を背景にして、常楽寺集落は〈非農業的要素の強い村〉として中世以降存続したと考えられよう。それ故、沙沙貴神社の神官出身の国人領主木村次郎左衛門尉は、古代の安曇族や「海の民・山の民」の系譜を引いていたと思われる。

ところで、小島道裕氏の作った安土城下町の復元図「安土城下跡要図⁽¹²⁾」を見ての第一印象は、常楽寺集落は「沙沙貴神社」の門前町ではないか、琵琶湖から神社に至る参道に「景清道」や「朝鮮人街道」「下街道」が直交しているので、安土の「楽市場」となる「市場」はこの神社の境内や門前にあったのではないかと等々であった。「沙沙貴神社」で能が行われたとの記録もある。能の行われた苅中府宮では〈市立て〉も行われたのだから、ここも同様と想像された。

しかし「沙沙貴神社」⁽¹³⁾を調べると、この神社は杉や楠の鬱蒼たる森の中に、琵琶湖に背を向けて南面して立ち、〈常楽寺とは無関係〉とのことである。となれば、「市場」の場所は通説通り、下豊浦の琵琶湖寄りの地域でよいとなる。しかし「常楽寺」の名前は、安土城建設当時はただの地名だとしても、本来は「沙沙貴神社」の〈神宮寺〉と云う。それ故「常楽寺」地区は本来は「沙沙貴神社」の境内にあったはずで、神社は琵琶湖に面していたことになる。

この神社は中世に至り、佐々木荘の近江源氏佐々木氏が近江守護となった折、氏神化したと云う。「沙沙貴神社」の西北にある「慈恩寺」もまた佐々木氏の〈菩提寺〉という。それ故「沙沙貴神社」社殿の南面化は、東山道を挟んで神社の東南方向の小脇や観音寺城を根拠地とする近江の守護佐々木六角氏が、この神社を氏神化した時以来のことで、元々は北面していたと考えられよう。それ故「沙沙貴神社」と常楽寺港の関係が切れるのは、中世以降と考えてよいだろう。

上横手雅敬氏によれば⁽¹⁴⁾、もともと「沙沙貴神社」近くの佐々木荘に住む宇多源氏系佐々木氏と、

沙沙貴山公系佐々木氏とは、境を接しており、同化が進んでいたと云う。平治の合戦で宇多源系は、清和源氏の義朝側に付き、敗れ、佐々木荘を奪われ、東国に流浪した。他方、沙沙貴山公系は為義に従い、平氏政権下では近江で威を振った。しかし、頼朝による鎌倉幕府成立と共に、宇多源氏系は本領の佐々木荘を安堵され、五人の息子たちは十数カ国の守護に任せられた。

この時、宇多源氏系佐々木氏は、頼朝の命により、「沙沙貴神社」の神主である沙沙貴山公系を惣領・庶子の秩序の中に取り込んだと云う。その一族には、木村氏の他、伊庭氏、愛知氏などがある。一方小島氏⁽¹⁵⁾は、永正十一（1514）年と天文二十三（1554）年の沙沙貴神社の二つの棟札に「造立奉行」三人、「修理奉行」二人の後に、「惣官・大神主・大工・同棟梁」と並び、「惣官」には「木村左近太夫吉綱」「木村左近太夫高重」とあることを明らかにした。

木村次郎左衛門尉は「惣官」であった。「天皇」に対する「院」のように、神官の「大神主」に対して神社全体の支配を司るのが「惣官⁽¹⁶⁾」で、沙沙貴神社が職能民を抱えていたとすれば、「惣官」は彼らを統轄していたと考えられよう。

3) 信長上洛後の湖東平野

永禄十一年信長は上洛に際して、浅井の勢力圏を愛知川まで東山道を南下した。一方六角承禎・義治親子は、愛知川以西の観音寺城・箕作城・和田山城など十八城に阻止線を築き、信長の行く手を遮った。信長が九月十二日に箕作城を襲撃し、落城させると、六角氏は観音寺城を棄てて伊賀に逃亡した。翌日信長は観音寺城に本陣を移し、降参者からは人質を取り、逃散百姓には環住をすすめ、万民や神社仏閣の安堵を命じた⁽¹⁷⁾。これは事実上の領主支配の始まりである。

二十二日にはかつて足利義晴が「景清道」に近い桑実寺を御所とした故事⁽¹⁸⁾を踏まえ、安土の桑実寺に義昭を招いた。この地が安全な味方の地であったからである。この後信長は上洛の途中度々常楽寺に立ち寄り、相撲見物などを繰り返した⁽¹⁹⁾。信長は上洛前に、琵琶湖の水運管理権を握る湖南の芦浦観音寺に接触を試みた⁽²⁰⁾が、同様なことを常楽寺の大村氏に対しても行っていた。小島氏が云う⁽²¹⁾ように、兄木村重存は六角氏に従い和田山城で信長と対抗したが、弟の次郎左衛門尉はこの時以来ずっと信長に従った。

一族存続のため兄弟がそれぞれの陣営につき、敵味方に分かれるのはよくあることである。信長は観音寺山城を初め六角氏の直轄地を没収し、近江の国を事実上制覇しても、支配の正統性までは手に入れたわけではなかった。十月畿内を平定し義昭が將軍になった後、近江で信長が入手したのは大津・草津の代官職のみである。これは、琵琶湖と京都を結ぶ当時の物流の中心が坂本であっても、京都から東山道・東海道・北陸道への出入口を確保したことを意味した。

一方、木村次郎左衛門尉については、二年後の永禄十三年正月⁽²²⁾の信長の諸国諸大名宛て上洛要請文⁽²³⁾にその名前がある。ここには「北畠大納言殿、同北伊勢諸侍中、徳川三河守殿、同三河遠江諸侍中」から始まり「山名殿父子、同分国衆、畠山殿、同在国衆」「一色左京大夫殿、同丹後衆」など一国単位で守護大名の名前と、その指揮下にはいる国人衆などを挙げている。近江については「京極殿、同浅井備前、同尼子、同七佐々木、同木村源吾父子、同江州南諸侍衆」とある。

近江の半国守護六角氏が没落した後を、京極氏が守護として近江の国全体を号令する形式になっている。佐々木京極氏の本拠地は、多賀神社の南、甲良荘にあった。ここに「同尼子」とある尼子氏は、佐々木道誉の孫高久が犬上郡尼子郷に住んだことから始まる。二代目持久は京極氏が出雲守護となった折、守護代となり出雲の月山城に入った。以後尼子氏は中国地方の覇を競ったことで有名ではあるが、この当時、本貫の地犬上郡にも、一族は存続していたと思われる。

「同七佐々木」を奥野高廣氏は「佐々木承禎」としているが、「高島七頭」と称される朽木氏など高島郡の佐々木一族であろう⁽²⁴⁾。「木村源吾父子」は木村次郎左衛門尉父子を指している。ここでは湖北・湖西・湖東・湖南と、各地の統率者を順に書き上げたことになるが、ここに永禄十三年正月段階の近江の実情が反映していよう。以上から木村次郎左衛門尉は京極氏と共に、湖東の蒲生郡・神埼郡などの国人領主たちを統率する立場にあったと見る事が出来る。

沙沙貴神社は六角氏の氏神になったとあるが、この神社は諸国の「一の宮」や「惣社」と同様、守護六角氏が近江国中の領主達を動員して行う儀礼の中心地でもあったと思う。ここで「能」が行われたことも、この神社が近江の武家文化の中心地であったことを示していよう。六角氏の逃亡の

後、惣官の木村氏は六角氏に代わり、国中の国人領主たちを神事に動員する立場に立ったと想像される。このことが湖東の統率者と云う立場に結びついたのであろう。

木村氏の武将としての活躍は、本能寺の変に際して、安土を守るべく明智軍と戦い、安土山の麓百々橋で戦死したことを挙げる事が出来る。

4) 一揆蜂起後の近江支配

同年の元亀元年四月の越前遠征失敗の後、近江全体で一揆や反乱が起こり、信長はそれを鎮圧し、やっとのことで千草峠を越えて尾張に帰るが、その五月には宿将を近江各地に配置した。越前遠征前の三月に、森可成を坂本の南「宇佐山城」(志賀郡)に置いたのがその始めて、佐久間信盛を東山道と景清道の分岐点近くの「永原城」(野洲郡)に、蒲生郡では柴田勝家を「東山道」と「浄厳院道・八風街道」の交差する武佐「長光寺城」に、中川重政を琵琶湖水運をにらむ「安土城」に置いた⁽²⁵⁾。

この永原、長光寺、安土三城への配置は、京都へのアクセス、港町常楽寺を通じての琵琶湖の水運、伊勢から琵琶湖に通じる「浄厳院道・八風街道」や、両街道以西の「東山道」「景清道」の確保にあつたと思われる。この当時、六角氏は伊賀・甲賀を根拠に「東海道」の北上を狙っており、愛知川以北は浅井氏の勢力圏だったことから、信長としては「東山道」を通らず領国と京都を結ぶ道路確保のため、「八風街道」と琵琶湖の出口常楽寺港の確保が至上命題だった。

観音寺城を中心とする湖東地域は、永禄十一年の上洛の際、六角氏と戦争した場所で、六角氏からの没収地もあり、各地の国人領主から人質を取っていたので、近江では大津・草津を除けば、信長の支配の強固な世界であった。永原の永原氏は永禄十一年の信長上洛前から信長とコンタクトをとっていた国人領主で、この時佐久間氏の寄子となった。日野の領主蒲生氏は柴田氏の寄子となった。ここから当然、常楽寺の領主木村氏は中川氏の寄子に編成されたと思われる。

同年六月には、野洲川表で六角軍を破り、対浅井戦も有利に展開すると、信長は東山道を確保し、木下秀吉を「横山城」(坂田郡)に、元亀二年二月には丹羽秀長を「佐和山城」(犬上郡)に配置し、琵琶湖南岸一帯への宿将配置を完成した。木下・丹羽両氏の領地は浅井の領国を切り取りつつ形成されたので、これ以降反乱地域を鎮圧し、征服す

れば、そこは各武将の領地になる(切り取り自由)体制へと変化した。信長は浅井・朝倉の連合軍や一向一揆と戦い、荘園領主比叡山延暦寺との対立する時代へ入った。

国全体が鼎の沸くように、一斉に混乱の時代に入った。この近江国内の混乱を制した信長は「惣村」からも人質を出させ、「指出」検地を行い、新体制を築いた。元亀三年に中川氏は、柴田勝家と領地を巡る争いで対立し、刃傷沙汰を起こして改易となった⁽²⁶⁾。中川・柴田の両氏が同じ蒲生郡におり、(切り取り自由)の原則から、領地争いが避けられなかったからであろう。他方木村氏は、元亀三年の中川氏改易の折に、信長直属の普請奉行になったと思われる。

近江各地に配置された宿将たちは、信長の天下統一と共に(方面軍司令官)へと出世し、一方各方面軍の再編成の過程で、「信長の近江掌握構想⁽²⁷⁾」は進み、近江衆は信長の直属軍へと編成された。木村氏の普請奉行化はそのはしりと理解できよう。『信長公記』によれば、天正三年七月には、山岡美作守と共に、勢多橋の普請を行い、同年十一月の信長昇殿に際しては、禁中に陣座を建立し、天正四年には安土城の天守閣の普請奉行にもなったとある。

その背景にはこの地に多くの職人がおり、彼が「惣官」として、彼らを束ねる位置にあつたからであろう。天正四年の十一月に信長が木村次郎左衛門尉に宛てて職人の統轄を命じた朱印状⁽²⁸⁾がある。(この文書をBとする。)取り上げて解釈を試みたい。

B

条々

- 一 柚大鋸引之儀、当年於所役相勤輩者、可為柚大鋸引事
- 一 鍛冶事
- 一 鍛冶炭國中諸畑ニ可相懸事
- 一 桶結事
- 一 屋葺事、付疊指事

右輩、近江國中諸郡甲賀上下、棟別・臨時段銭、人夫礼銭・礼米、地下並以下、一切令免許訖、然者為国役、作事可申付也

天正四年十一月十一日 御朱印

木村次郎左衛門尉とのへ

Bでは木村次郎左衛門尉が「柚大鋸引・鍛冶・桶結・屋葺・疊指」の職人たちを統轄するよう命

ぜられている。通説では「免許」をイコール「免除」とすることから、これは近江国の湖東平野を指す国中郡や甲賀上下郡の職人たちに対して、「棟別・臨时段銭、人夫礼銭・礼米、地下並以下」を「免除」するので、その代わりに「国役」を行うよう命じたものとなる。しかし、そもそも職人たちが「人夫礼銭・礼米」を「免除」してもらおうとの解釈は不自然である。

「免許」とは、信長と木村次郎左衛門尉間で交渉があり、信長が木村氏の要求を認めたことと解釈したい。木村氏側が「棟別・臨时段銭、人夫礼銭・礼米、地下並以下」の項目について要求をし、信長がそれぞれを「許可」したとすれば、「棟別・臨时段銭」や「地下並以下」は「免除」でも、「人夫礼銭・礼米」は〈支給〉となろう。「国役」とは云え、無制限な「作事」は不自然である。この当時職人たちは、決まった日数だけ公用を果たし、超過分には賃金支給が原則⁽²⁹⁾だった。

木村氏の職人支配は郡単位で「近江国中諸郡甲賀上下」となっているが、この「国中諸郡」は永禄十三年の段階で、彼が〈湖東地域の武士団を統率すべし〉とされた地域と重なっている。このことは「沙沙貴神社」の氏子圏とも関わり、彼が「沙沙貴神社」の「惣官職」であったこと、職人たちがこの神社の氏子として組織されていたことに関係していよう。

5. 第一条の問題点

1) 問題の所在

われわれが問題とするAの①と大変よく似ていて、「諸座諸役諸公事」「免許」文言のある信長文書に、永禄十一年に上京した信長が宮中で下働きをする蔵人所の「小舎人・雑色衆」四座に対して出した次の判物⁽³⁰⁾（この文書をCとする。）がある。A①の解釈上の問題点を明らかにするため、Cを解釈した上で、A・Cの比較を試みたい。

C

小舎人・雑色衆 南方・北方座中 屋地子并諸役・諸公事如先規 御免許之由、任御下知之旨 不可有相違之状 如件

永禄十一

十月 日

信長御判

四座中

Cの「御免許」「御下知」の主体は足利義昭で、

信長は義昭の命を受け、四座中の果たすべき負担「屋地子并諸役・諸公事」の免除を命じている。一方、A①の後半部分にも「諸座諸役諸公事等、悉免許事」と、同じ文言が連なり、通説ではこれも「諸役諸公事」は〈すべて免除〉と解釈している。しかしCは、義昭・信長と蔵人所・四座の四者が相対する中で、四座側の要求を義昭・信長側が認めたもので、〈文書の受取手が特権の享受者〉と云う明快な関係がある。

これに対してA①では、通説に従う限り、真の特権享受者は「諸座」ではなく「諸座」外の〈市日往来商人〉となり、文書の受取手「安土山下町中」との接点は見えなくなっている。ここから佐々木銀弥氏は、「楽市」を奥野氏と同様〈座特権否定・諸役免除〉と解釈した上で、①を〈市日往来商人に関する規定〉とし、②以下の都市法部分と区別した⁽³¹⁾わけである。なお、②以下の〈都市法の利益享受者〉が文書の受取手とするのは、それなりに合理的な解釈である。

逆にAの受取人側に特権が認められるとすると、この場合の「免許」は、「諸座の諸役・諸公事」の取り分を、「諸座」に代わり「安土山下町中」が徴収したとなり、通説は成り立たなくなる。これに対して小島道祐氏は、①と②以下を区別する佐々木説に反対し、「為楽市被仰付之上者」の文言がなくても文意は変わらないとし、「楽市」の語は限定して解釈すべきでなく、〈その場の特権全体を象徴的に表現したもの〉〈与えられた諸特権を包括的に示すもの〉⁽³²⁾とした。

CとAとには、共に「諸役・諸公事」「免許」の文言が存在し、「免許」=「免除」の解釈も共通している。それにも拘わらず、A①から〈楽市は無税の場〉と解釈出来るのは、前半部分の「楽市」をアプリアリに〈座特権否定・諸役免除〉と定義し、その解釈を後半部分に及ぼしているからである。つまりここで真に問題なのは、①の前半部分と後半部分との関係である。前半部分で「当所中」に対し「楽市たるべし」と「仰せ付けた」主体は、敬語からも当然信長である。

通説は、この〈信長の意志が後半部分に及ぶ〉を基に成立している。しかしこれでは、この条文の解釈から〈「楽市」とは何か〉を具体的・実証的・帰納的に導き出すことは出来ない。アプリアリに「楽市」とは〈座の特権の廃止された無税の場所〉と断定し、そこから演繹的に解釈を導き出して、満足していることになる。さらに小島説は、

事実上の条文解釈の放棄宣言でさえある。氏の歴史地理学的な研究には学ぶべきものが多いが、文献解釈史学からは逸脱していよう。

以上から、奥野氏などの通説の解釈は、他の法令の解釈に基づく部分があるとはいえ、基本的には先験的な思い込みに基づいており、〈「楽市」とは何か〉の議論は堂々巡りを繰り返すことになる。それ故通説は、何ら実証されていないのである。以上の比較・考察を踏まえて、①の問題点を述べると、「楽市」とは何かが先ず問題である。「諸座諸役諸公事」の部分も「諸座・諸役・諸公事」か「諸座諸役・諸公事」かが問題である。「免許」の解釈もまた問題である。

それ故、次にこの順に、2)「楽市」とは何か、3)「諸座・諸役・諸公事」か「諸座諸役・諸公事」か、4)「免許」とは何か、を論じ、5)では〈小結〉としたい。

2)「楽市」とは何か

奥野氏は「楽市」を〈市場税・商業税の免除と旧来の座商人の特権廃止〉と定義した。これは「楽市」とは〈無税の場〉との通説と密接に関わり、東国の今川氏・後北条氏・徳川氏の楽市令にある「諸役一切不可」文言との整合性を強く意識したものである。一方私は、これまで信長の流通政策関連の諸法や楽市令について個別分析を続け、法令の個別具体的な理解の重要性を主張した上で、「諸役の免許」とは〈初穂徴収の許可〉⁽³³⁾とし、通説と異なる解釈を主張した。

東国大名の楽市令と信長の楽市令の両者に「諸役」文言が存在し、通説のように「免許」を「免除」と解釈するなら、両者を統一的に理解できるにも拘わらず、敢えて異論を唱えたのである。その結果私は、両者の楽市令を統一的に捉えることができず、〈「楽市」とは何か〉「楽市」と「諸役免許」とは内的にどのように関連しているのか、に明確に答えられない状態に陥っていた。しかし「楽市」についての新たな定義を見出すことが出来れば、この難問は解決できよう。

網野善彦氏は『公界』と公界寺⁽³⁴⁾の中で、「楽市」の「楽」を〈平和〉の意味とし、「楽市」を〈平和領域〉とした。稲葉継陽氏も「中世史における戦争と平和⁽³⁵⁾」の中で、自力救済フェーデに対立するフリーデ〈平和〉を表すものに、中世日本語の「無事」「無為」「安堵」の他「楽」を挙げた。網野氏も稲葉氏も直接楽市令の解釈を試み

たり、「楽」についての具体的な議論を展開してはいないが、この指摘からは通説と異なる「楽市」の新定義を導き出すことが出来よう。

それ故ここでは、「楽」をフリーデとしての〈平和〉の意味に限定し、「楽市」を自力救済・フェーデの禁止された〈平和の市〉〈市の平和〉の意味として、この定書の解釈を試みたい。新たに持ち込んだこの新解釈で、もしもAの安土楽市令十三か条がより豊に解釈できるのなら、〈楽市とは無税の場〉と云う通説ではない、新しい定義・解釈の成立となろう。しかしその前に、この新解釈が多くの楽市令を理解する上で大変好都合なことを次に確認しておきたい。

Aの⑩には中世以来の市場の平和令と同様な、「喧嘩・口論、国質・郷質、押買・押売」条項があり、天正六年の世田谷新宿宛て後北条氏楽市令にも「押買・狼藉、国質・郷質、喧嘩・口論」条項がある。永禄十年の加納楽市令第二条と、天正十三年の荻野楽市令には「押買・狼藉、喧嘩・口論」条項があり、元亀三年の金森令には「国質・郷質」の項目が、天正二年の佐久間氏の金森令には「郷質・所質」の他、喧嘩両成敗法がある。これらはすべて〈市の平和〉に関わっている。

特に「国質・郷質」は商人集団相互間のフェーデと考えられることから、「楽市令」=〈市の平和令〉と理解出来よう。しかし永禄十三年の小山新市宛て家康楽市令では、フェーデである「押買」「国質・郷質」禁止の前に「諸役一切不可」文言があり、永禄九年の今川義元の富士大宮楽市令でも、〈「押買・狼藉・非分等」があるので「富士大宮六度市」では「諸役・一円停止」して、「楽市に申し付ける」〉と云う論理になっている。世田谷新宿令にも「諸役一切不可」がある。

つまり。小山新市令・富士大宮令などでは、〈市の平和〉・フェーデ禁止の前に「諸役の禁止」項目が介在しているのである。ここから「諸役」の徴収がフェーデと密接な関係にあったことが知られる。

3)「諸座・諸役・諸公事」か「諸座諸役・諸公事」か

「楽市楽座」が〈「座」の廃止〉との通説を承けて、また「免許」=「免除」との通説に基づき、「諸座諸役諸公事」とは「諸座・諸役・諸公事」の三者の免除であり、「諸座免除」とは〈諸座の廃止〉であるとして、奥野説などの通説は成立している。「免許」=「免除」説への私の異論はここで

は述べないとしても、「諸座免除」を〈諸座の廃止〉とすることには大きな飛躍がある。「免除」とは本来〈負担に対する言葉〉であり、「廃止」の意味とするには無理がある。

脇田修氏が明らかにした⁽³⁶⁾ように、信長領国では「座」は存続しており、この安土楽市令を以て「座の廃止令」とすることは事実と反している。一方安土令十三カ条全体の「当所中」文言の在り方に注目すると、⑧では「分国中」と「当所中」が、⑬では「国中」と「当所」が、⑨では「他国・他所」と「当所」が〈対〉になっている。つまりこの定書は、信長領国なり近江国に於いて、安土が特別な位置にあり、〈安土の特権を確認するために発布されたもの〉となるのである。

それ故ここから、①は「諸座」についての規定だとしても、それは「当所中」に限り、この法令は「他国・他所」や「分国中」「国中」では適用されず、天正四年に建部の油座が安堵されたように、安土とは異なる状況にあったとなる。このように考えれば、安土楽市令と脇田修氏の実証との間の矛盾は解消しよう。以上から私は「諸座諸役諸公事」とは「諸座諸役・諸座諸公事」か、あるいは「諸座諸役・諸公事」かの何れかを意味していると考えるのである。

以下そのような立場で分析を続けて行きたい。

4) 「免許」とは何か

①を分析する際、われわれが問題とすべきは、前半部分と後半部分との具体的な関係である。前半で信長が「楽市たるべし」と「仰せ付けた」ことは、文書の受取人が「当所中」と関わりを持つ限りで、文書の差出人・信長と受取人との〈二者間の問題〉である。これに対して、後半部分に登場する「諸座諸役・諸公事等」は差出人・受取人とは異なる〈第三者〉であり、この「諸座」の取り扱いなどの第三項を、信長はここで受取人に対して「悉く免許」しているのである。

この間私は、「免許」とは一義的に〈イコール「免除」〉とすることは出来ず、文書の差出人と受取人との間で交渉があり、その〈交渉の内容如何によっては「免除」にもなり、「許可」にもなる〉との考えを提示してきた。この場合、信長と「安土山下町中」「木村次郎左衛門尉」との交渉の中で、信長が〈安土の楽市化〉を要求したのに対して、自治都市側がそのための条件として、第三者の「諸座諸役・諸公事等」を要求し、信長はそれを〈悉

く許可した〉となるのである。

先にわれわれは「楽市」を〈平和な市〉〈市の平和〉としてきた。信長が「安土山下町中」「木村次郎左衛門尉」に対し、安土を「平和な市」にするよう要求したとき、なぜ自治都市側は「諸座諸役・諸公事等」を要求したのか。それは当時「座」が〈平和の敵〉と考えられていたからである。保内商人を中心に近江の村落座の商人たちが、一方ではフェーデとしての質取り等を繰り返しつつ、他方では、裁判に働きかけて特権を拡大したことは、既に先学⁽³⁷⁾が明らかにした通りである。

〈平和の敵〉である「座」の無害化のために「諸座諸役・諸公事等」の「免許」を求めるとは、これまで「諸座」が諸商人から徴収した「諸役」を、これからは「安土山下町中」側が徴収することを意味し、「諸公事」つまり〈裁判〉についても、地下検断権を持つ自治組織「惣町」の「安土山下町中」側が執り行うことの許可である。東国楽市令では〈市の平和〉のため「諸役」徴収が禁止されていた。「諸役」の徴収権者が「座」だとすると、安土楽市令と一部通底していよう。

しかし自治都市側の権限の及ぶ範囲は「当所」に限られ、広く信長の領国一般や近江国などへ関わっていなかった。一方、蒲生氏郷が天正十年に定めた日野掟第一条⁽³⁸⁾では、「楽売楽買」⇒「諸座諸役一切不可有之事」とあり、天正十六年の松坂町掟第一条⁽³⁹⁾には「十楽」⇒「諸座諸役可為免除」とある。ここからは「諸座諸役」が通説通り「市場税・商業税」を意味し、「楽市令」はその廃止を命じたものとなる。それ故これを以て、私の考えに対する反証となされよう。

しかし、蒲生楽市令は信長楽市令を一層発展させたものである可能性があり、蒲生楽市令はそれ自身として捉えるべきであろう。信長の楽市令以来「座」の実質的な意味が薄れたこと。それを承けて、天正十三年には秀吉による座の廃止令が出されたことなどが参考となる。

5) 小結

以上の分析から明らかのように、安土令①には「諸座諸公事免許」の項目が含まれていたと理解することができよう。つまり、①の後半は「諸座諸役免許」と「諸座諸公事免許」であるか、あるいはまた「諸座諸役免許」と一般的な「諸公事免許」であったことになる。となると、いずれにせよ、この安土楽市令は次に掲げる永禄三年の富田

林道場宛て定書⁽⁴⁰⁾(この文書をDとする。)との共通性が強いことになる。

D

定 富田林道場

- 一 諸公事免許事
- 一 徳政不可行事
- 一 諸商人座公事之事
- 一 国質郷質并ニ付沙汰之事
- 一 寺中之儀何れも可為大坂並事

右之条々、堅被定置畢、若背此旨、於違犯之輩者、忽可被処嚴科者也、仍下知如件

永禄三年三月 日 美作守在判

Aの①が「諸座諸公事」であれば、Dの第三条に、一般的な「諸公事免許」であればDの第一条に、それぞれ対応することになる。Dの第一条の「諸公事免許」は、通説では「負担の免除」と解釈されているが、権門の一つである本願寺が武家の支配から独立したことを意味し、寺内町の「不入権」つまり〈守護不入〉を意味していると思われる。このように解釈できるとすると、これは、Aの①とも⑩とも対応しているとなろう。また第二条の「徳政」はAの⑧に、第四条の「国質郷質」はAの⑩にそれぞれ対応している。

それ故富田林令の寺内町特権はすべて、安土楽市令の中に取り込まれていることになる。先にわれわれは、これまで信長が發布した楽市令三者相互の比較を行ったが、Aの安土楽市令は加納令、金森令よりも「大坂並」体制を云う寺内町特権との関連の方が強いと思われる。Aの出された天正五年という年は、石山戦争が未だ続く時代ではあるが、信長側の優位は確立し、石山本願寺側は籠城戦を続けた時期である。織田政権内部では本願寺勢力の解体を視野に入れ、寺内町の解体が検討されていたと思われる。

それが、このような法令Aとなって現れたのであろう。

6. 十三カ条の概観

①の解釈上の問題点については既に述べた。②は〈強制寄宿〉条項⁽⁴¹⁾である。③の「普請」、④の「伝馬」及び博労、馬市条項の⑬については既に別稿⁽⁴²⁾で述べた。⑤・⑥・⑦は小野晃嗣氏⁽⁴³⁾の云う〈連座の否定による町人保護規定〉である。⑧は徳政条項である。⑨は勝俣鎮夫氏⁽⁴⁴⁾の云う加

納令第一条と共通した〈縁切り〉条項である。⑩は〈平和〉条項、⑪は〈不入〉条項である。⑫は〈家並役〉条項で、これについては朝尾直弘氏の考察⁽⁴⁵⁾がある。

⑫では特に「奉公人・諸職人」を町の住人に数えている。それが誰を指すのかが問題である。朝尾氏はこの「奉公人」を信長の家臣とし、塩屋でかつ馬廻り衆であった大脇伝内と云う人物を取り上げ、「兵商、兵職未分離」な時代を表しているとした。小島道裕氏はこの議論を踏まえて、安土では町人居住地と信長の家臣団居住地が一体となった⁽⁴⁶⁾とまで論じた。しかしこの「奉公人・諸職人」は常楽寺の城主で普請奉行でもあった木村次郎左衛門配下の人々を指しているよう。

木村次郎左衛門が「惣町」の上に立つ国人領主でもあったことから、家臣は常楽寺内部に住んでいたはずである。また木村氏が普請奉行として近江国の諸職人に対し強い発言権を持っていたことから、「諸職人」も常楽寺に集住していたと思われる。彼らは共に「安土山下町」の正式なメンバーであった。一方、⑫の付則で「御扶持を以て仰せ付けられ居住之輩、並に召し仕かわる諸職人等」とあるものこそ、敬語から、信長配下の「奉公人・諸職人」であることは明白である。

信長の出した三楽市令を比較すると、三者に共通する項目は、⑩の〈平和〉条項と⑪の〈不入〉条項のみとなる。前者は加納令第二条では「押買・狼藉・喧嘩・口論」とあるのに、金森令第一条では「国質・郷質」のみで、それぞれを〈平和〉条項と名付けても、内容は異なり、Aがこれら二法令を総合していることになる。〈不入〉条項も加納令・金森令の「理不尽」の「使」「催促使」が、Aでは「譴責使」となり、〈調査を待つて許可〉と異なっている。

先に明らかにしたように、この十三カ条全体は信長と常楽寺城の城主で国人領主の木村次郎左衛門との間の交渉の結果、両者間で取り交わされた安土城下町の在り方を巡る取り決めで、①はその基本原則である。③は木村次郎左衛門が安土「惣町」の代表であると同時に普請奉行でもあったので、その関係を明確化したものである。普請奉行のお膝元の安土山下町の住人は原則「普請免除」とあるが、これは〈危機管理対策〉として非常時に備えたものであろう。

金森令第一条には「楽市楽座」⇒「諸役免許」とある。これはAの①の「楽市」⇒「諸座諸役諸

公事免許」と似ている。また金森令第二条とAの②は〈道路強制〉として共通している。金森令では「往還の荷物」を問題としていたのに、Aは「往還の商人」である。これは金森が坂本に至る当時の物流の中心、志那街道に位置したのに対して、安土が伊勢から琵琶湖に至る常楽寺港を擁していたとはいえ、幹線道路「上海道」から離れていたことによっている。

それ故、安土を政治・経済の中心とするためには、「下街道」の建設が必要であつた。③・④はそのことと関係している。「下街道」建設のための道路普請は周辺の村々には課せられたが、安土は免除された。④の「伝馬」は別稿で述べたように、安土も「下街道」の物流センターとすることの約束であろう。以上から、金森令との対応関係のある法令は①・②・⑩・⑪だが、安土城下町の〈設計〉を問題としたものとして①・②・③・④を一グループとしたい。

他方、加納令・金森令との対応関係を見出せないものに、⑤・⑥・⑦がある。⑤には「科」「糺明」「追放」、⑥には「科」「犯過之輩」「糺明」「罪過」、⑦には「盗」「罪科」「盗賊人」とあることから、これらは刑事法としての〈検断法〉である。また⑧の〈徳政〉条項は、加納令第一条・金森令第三条の〈借錢借米〉条項の主旨とは正反対で、むしろDの寺内町特権と共通している。つまり⑤・⑥・⑦・⑧は加納令・金森令と対応関係がない点で一グループと出来よう。

A⑨の中心は「他国并他所之族、罷越当所仁、有付候者」「雖為誰々家来、不可有異儀」で、これは加納令第一条の「当市場越居之者」「雖為譜代相伝之者、不可有煩」と共通している。また⑩の「喧嘩・口論、并国質・所質、押買・押売」は加納令第二条の「喧嘩・口論、押買・狼藉」と対応している。⑫の法令の中心は「町並居住之輩」に対し「家並役」「免許」を命じたもので、加納令第一条で「当市場越居之輩」に対し「家並諸役の免許」を命じたのと似ている。

⑪も〈不入〉条項とすれば、加納令の第三条と対応していることになる。以上から、⑨・⑩・⑪・⑫は加納令と強く対応しており、一つのグループとすることが出来よう。以上からこの十三カ条は、I・①・②・③・④、II・⑤・⑥・⑦・⑧、III・⑨・⑩・⑪・⑫の三グループに分解出来よう。Iは安土城下町の〈ランドデザイン〉を定めたもの。IIはiiiの「惣掟」に対応する〈惣町法〉。III

は〈加納令市令の継承法〉と名付けたい。⑬は既に述べたのでここでは取り上げない。

以下、この三グループについて分析を試みたい。

7. グランドデザイン

①・②は「諸座の商人」「往還の商人」と云う安土に一時的に寄寓する〈外来商人〉を対象とした法令である。信長領国の首都として、安土の経済的繁栄が必要なので、ここを〈楽市〉とし、外来商人を誘致したとは昔から云われてきた。これに対して③・④は「宿」を経営する安土の町人、安土の住民＝〈定住商人〉に対する法令である。①は十三カ条全体の基本原則・総論に当たっているため、すべての解釈を終えた後で、「10. むすび」で改めて論じたい。

1) 外来商人への法 第一条・第二条

この当時商人たちは、自らの安全保障のために「座」や「商人頭」に率いられた集団に属し、それぞれの営業圏内・縄張り内で活動をしていたが、信長領国の首都安土では、そうした縄張りを無視し多くの商人たちが入り込んだと思われる。縄張りを主張する商人集団相互間の自力救済を放置するか否かが問題で、ここに①・②が登場したと思われる。フェーデを禁止し「平和」な町とするため、外来商人たちを「座」や「商人頭」ではなく「町」が保護することになった。

①の前半部分には、信長が安土山下町中を平和な「楽市」にするよう自治組織「安土山下町中」に求めたとあるが、「山下町」の中に「市」があるのはよいが、「町」全体が「楽市」と云う「市」になるのは異常である。そのために、⑩では「市場法」が「都市法」になったのである。自治組織側は木村次郎左衛門を押し立てて、自己に有利な交渉をしようとした。自治組織側は「諸座諸役・諸公事」について要求を出し、信長より「悉く免許する」との返答を得たとする。

「諸座の諸役」とは奥野氏の云う「市場税・商業税」に当たり、「免許」とは本来本座に納めるべき「座役銭」を「宿」「町」が徴収する権利を認めることで、「諸役」の支払いに対して、鑑札の発行や、加納令におけるような「分国往還の自由」の保証がなされたと思われる。「諸公事」については、「諸役」と同様「負担」と解釈するのが通説だが、奥野氏の云う「課役・公事はすべて免除」では、安

土にやってくる外来商人に対するものか、安土の住民に対するものか、曖昧である。

「公事」とは一般に〈裁判〉や〈住民の負担〉を云う。通説では、この場合は〈住民の負担〉を指し、③の「普請役」や④の「伝馬役」、⑫の「家並役」を指すとされている。特に戦国期に於いては、享受している「平和」への反対給付としての「陣夫」役を「公事」と云った⁽⁴⁷⁾との指摘もある。しかしこの場合の「諸公事免許」は、安土山下町の〈自治権承認〉の意味だと思う。③・④・⑫ではなく、市場法を都市法化した⑩や、〈不入〉を定めた⑪、「惣掟」の⑤・⑥・⑦を指していよう。

②は「上海道」つまり「東山道」を上下する商人に対して、「東山道」の通行を禁止し、安土への寄宿を命じている。3章の1)「安土への道」で述べたように、「上海道」を下る場合は、「南腰越」の道が出来るまでは、長光寺から「浄厳院道」に入り、常楽寺・安土へと向かったが、「東山道」を上る場合は、柏尾から「景清道」に入り、桑実寺の傍を通り安土に至った。旧勢力の利権が色濃く残る観音寺城の城下町の「石寺新市」などの通行を嫌ったのである。

六角氏の居城観音寺城は没収したし、家臣団の居住地石寺も信長は接収出来たと思うが、信長は町人の居住区「石寺新市」等には手が着けられなかったもので、このような政策を採り、安土城下への吸収を図ったのであろう。この「景清道」は観音寺山を巻いて進む、峠越えの道だったことから、旅人の交通は可能でも、荷物の運搬には不向きであった。そこで上下する商人たちには安土山下町への強制寄宿が命じているのに、荷物の方は「荷主次第」となったと思われる。

①では「諸座諸役の免許」が謳われ、「座」に代わり「座役銭」を「安土山下町中」が徴収することとなった。また「諸座諸公事の免許」とは座の商人たちの裁判は「安土山下町中」が行うことであろう。②の「寄宿」は通行する商人たちが出身地域や職種毎に定宿を持ち、その宿の保護下に入ることを意味したのではあるまいか。つまり安土山下町の住民の経営する「宿」と山下町の自治組織「惣町」の系列で、外来商人たちは保護下に置かれたのである。

そのことで、商人集団相互間の自力救済を防ごうとしたのである。こうして信長領国の首都安土にやってくる外来商人たちは、「座」という彼ら自身の自衛組織を否定され、「寄宿」した安土山下町

の「宿」の「亭主」の「主人権」の保護下で活動することとなった。この「主人権」が拡大すると、江戸時代長崎の「唐人屋敷」のように、外来商人は売買の現場から排除されることにもなった。

2) 都市住民への法 第三条・第四条

木村次郎左衛門が安土城の普請奉行であったことから、〈信長一木村〉と云う系列で、安土の住民は普請に動員される危険があった。さらに安土築城と同時に「下街道」の建設が始まったことは確実で、この道路普請への動員の可能性もあった。③では、住民に対する保護策として、また予想外の出来事に対する〈危機管理対策〉として、普請免除が明言されている。本能寺の変の後、明智反乱軍に対して、木村次郎左衛門が安土を死守したのはこの約束に基づいていよう。

④は後の「朝鮮人街道」「下街道」がこの当時まだ十分に整備されていないことを踏まえ、一つには道路整備のためにも、安土に伝馬を置くことを許可したもので、町の繁栄策としては、大きな可能性を示していた。常楽寺港に馬借が存在し、「博労町」が安土建設以前から存在していたとすれば、この馬借を中心に「下街道」での伝馬制度の確立を目指していたとなろう。町づくりが道路政策と密接に関わっていた新しい開拓の時代の息吹を伝える法令である。

8. 惣町法

⑤・⑥・⑦は刑事事件に関係する〈検断法〉である。⑧は〈徳政禁止令〉である。これらは共に「惣村」「惣町」の法である。

1) 都市検断法 第五条・第六条・第七条

⑤は火事についての法令である。一般に町屋では家々が密集していて、類焼の可能性が高かったため、近世の江戸などでは町毎で「火の用心」の夜回り等の工夫がなされた。この法令はそうした町の自治としての「火の用心」に関わり、各家々の「亭主」の責任を前提とし、〈出火すれば追放〉と定めている。奥野氏は「火災について、放火の時は、その亭主の責任を免除する。自火の場合は調査の上、亭主を追放する。但し事情によって罪状に軽重がある」としている。

「付け火」の場合でも、「火の用心」をしていれば、初期消火の可能性はあるが、基本的には責任

は問わないとしている。ここからも、この法令は「付け火」の極悪犯と、その犯人の「亭主」との関係性を定めた法ではないだろう。一方逆に、一般的に「咎人」と「亭主」の関係性を定めたものが、次の⑥である。ここには「借家并難為同家」とあり、「町」共同体の正式のメンバーは「家主」で、その「亭主」は「借家」を持ち、「同家」にも他人を置いていたことが分かる。

犯罪を予防する武家法の立場に立てば、犯人との関係性が「同家」であれ「借家」であれ、大家である「亭主」の責任として、江戸時代風に云えば店子や長屋の住人などへの〈監督責任〉が厳しく追及された。武家法はこの立場で、「亭主」の連帯責任・連座を規定しているのだが、ここでは「その子細を知らない場合」「計画に関わらなかった場合」は共犯でないとし、無罪としている。「亭主」の監督責任を追及せず、武家法のような連座制の否定が特徴である。

「惣村法」の場合、村のメンバーの減少は、〈村請け〉などの村の負担を賄うメンバーの減少、残されたメンバーへの負担増を意味し、村にとっては好ましくなかったことから、村人が罪を犯した場合でも、その縁者に家を継がせるなど、犯罪の取り扱いが、武家法とは異なっている。この場合の連座の否定も、町の自治の担い手となる「家持」メンバーの維持が背景にあり、共同体のメンバーは互いに善意で対応するとのルールが確立していたのであろう。

⑦は贓物法である。ここには盗人 a と売り主 b・買い主 c と盗難にあった加害者 d の四者が登場している。盗難の被害者 d が c の持っている買い物に言いがかりを付けることが問題の発端である。c が b から買ったと云い、b が a の名前を白状すれば一件落着である。ここでは「次に」とあって「彼盗賊人於引付者、任古法贓物、可返付之事」とあるのは、c が〈b から買った〉と云い、b が〈a の名前を白状した〉場合である。この場合は c が d に品物を返すのが「古法」だと云う。

d が c に言いがかりを付け、c が d に品物を返すまでの a・b を「糺明」する過程が町検断権に関わっている。これらの法令で読みとるべきは「町」の自治組織が「糺明」を行っていることである。⑤の但し書きでも「但依事之体、可有軽重事」とあり、「町」が出火の原因究明を行ったことは明らかである。⑤・⑥・⑦がiiiの「惣掟」に当たる「惣町法」で、安土山下町は地下検断権を持

ち、この三カ条がその原則となる。

ここから①の「諸公事免許」は〈一般的な裁判権の許可〉の意となり、富田林令の第一条に対応していたとなろう。ところでわれわれは、安土山下町の住民の経営する「宿」と山下町の自治組織「惣町」の系列で、外来商人を保護下に置いたとしてきた。ここからは宿の「亭主」が泊まり客人の犯した犯罪に連帯責任を負う、連座の問題が生まれる。しかしこの「惣町法」は外来商人の問題には無関心で、これらの三法は「町」—「惣町」と云う共同体内部の法だと思われる。

2) 徳政禁止令 第八条

先にも述べたように、⑧の徳政に関する法は加納令・金森令とは異なり、法の主旨は互いに正反対である。加納や金森では楽市になる直前に戦争があり、信長の占領・征服の直後にこれらの楽市令が出されたので、これらには「弓矢徳政」としての「借錢・借米の免許」が記された。一方、安土の場合、ここで戦争があったとの記録はなく、永禄十一年の上洛以来、ここは信長にとって安全な味方の地域で、「弓矢徳政」を必要としていなかったという政治情勢の違いがある。

神田千里氏⁽⁴⁸⁾は、徳政を要求し土一揆を構成する「足軽」や「悪党」と、町・村の日常生活を守ろうとして自治組織に結集する「惣村」とはむしろ対立し、同一視できないとしている。それ故この徳政禁止令もまた、惣村法・惣町法に数えることが出来よう。これらの法令は信長と「惣町」の「安土山下町中」との交渉の結果成立したもので、「惣村法」の系譜をひく「惣町法」を信長に承認させたものである。

9. 加納楽市令の継承法

⑩・⑪が主に刑事事件に関係する〈都市平和令〉であるのに対し、⑨・⑫は「臨時課役」「家並役」と経済的な負担に関係を持った法令で、特に都市住民の身分に関し注目すべき法令である。

1) 都市身分法 第九条・第十二条

⑨には「他国并他所之族、罷越当所仁、有付候者、従先々居住之者同前、雖為誰々家来、不可有異儀、若号給人臨時課役停止事」とある。勝俣鎮夫氏が云うように、下線部は、加納令第一条の「当市場越居之者」「雖為譜代相伝之者、不可有違

乱」に対応した〈縁切り令〉で、その主旨は西欧中世都市の法諺「都市の空気は自由にすると同じと考えられよう。ところでこの「家来」とか「譜代相伝之者」の中には「座」の商人も含まれているのだろうか。

②から、旅の商人たちは必ず安土に一泊しなければならなかった。そうした旅人の中で少し長く滞在した場合、旅籠は賄い付きの〈下宿〉に近づく。次には「借家」住まいの人も出てこよう。つまり問題は、「有付候者」に⑥にある「亭主」の監督下にある「借家」や「同家」が含まれたか否かである。⑨では、「有付候者」を「前々より居住之者」と比較し、また「給人と号し」とある。ここから「有付候者」＝「家来」は武家「奉公人」で〈家持ち〉の可能性が高い。

ここにある「他国・他所の族」で「当所に罷越し有付候者」とは、主従の縁を勝手に切り、安土にやって来て、家屋を買い、新築し、正式な「町」のメンバーになった者を指している。彼らは⑫にある「奉公人・諸職人」の身分で居住していた可能性もある。ここでは元の主人側が「給人」であったことを理由に「臨時の課役」をかけることを問題とし、「惣町」に訴え出れば、「惣町」として〈旧「主人」側と対決する〉と約束し、新住人の保護を定めている。

ところで当時の「惣村」には、被官百姓や被官商人⁽⁴⁹⁾がおり、「惣村」との摩擦を引き起こしていたと云う。「他国・他所の族」で「当所に罷越し有付候者」であっても、「誰々家来」だ、「給人」だと号して「臨時の課役は停止だ」とすることの背後には、「従先々居住之者」で、人の被官になっているものに対する〈縁切り〉が前提となつていよう。この法令では被官百姓や被官商人に対しても、「誰々家来」だ、「給人」だと号しての「臨時課役」が禁止されている。

この「雖為」とは、極端なものを例示した上で、一般的原則を述べたもの⁽⁵⁰⁾である。「誰々家来」であっても、「給人」だと云われても「異議」はあってはいけない、〈臨時の課役は停止だ〉と解釈出来る。主従制という最も強う社会的な絆を例示し、そこからさえ〈縁が切れ〉、〈惣町〉のメンバーとすること法に主旨がある。それ故これは、安土の山下町に居住している被官百姓や被官商人、「座」の商人たちに対する「主人」「本所」や「本座」からの解放宣言である。

⑨の背後には、色々な理由で主家を出奔し、安

土に住みつき、新住人になった多くの元奉公人の姿が想定される。ここでは「惣村」の再編成に伴う「村切り」にも対応する〈町人身分の確定〉が目指されている。しかしここで確認すべきは、木村氏は武士身分を棄てず、彼の従者を「給人」「奉公人」としながら、同時に「職人の頭」となり、「兵工未分離」を貫いていることである。木村氏の従者たちは「給人」「奉公人」でありながら、同時に「町人」なのである。

⑫の法令の中心は、「町並居住之輩」に対し「家並役」を「免許」したものである。これはiiの「惣村」の年貢地下請けに対応し、「安土山下町中」として「家並役」の免除を要求し、信長側が「免許」したことを示している。⑨と⑫とを関連させると、新住人の「奉公人・諸職人」への優遇策が目につく。朝尾氏は京都の惣町の法では、武家や火を使う職人たちや差別された芸能民に家を売ることの禁止を明らかにしたが、この場合は武家に対して寛大である。

信長側の木村氏に対する遠慮なのか、木村氏の要求を信長として認めざるを得なかったのか。加納楽市令に対しては、都市振興策としての都市住民誘致策であるとはよく云われてきたが、これもまた同様なものであろう。

2) 都市平和令 第十条・第十一条

⑩では「喧嘩・口論、国質・所質、押買・押売」の禁止令が出てくる。この法令は①の〈平和な市〉としての「楽市」に一番強く対応し、〈市の平和令〉として有名な項目からなっている。しかしここで特に注目すべきは、「宿之押借以下、一切停止事」とあり、泊まり客人側の行う「宿」への「押借り」を不法とし、宿の「亭主」の主体性を保証していることである。ここから⑩は、安土町の中にある「市場」に対する法ではなく、「宿」のある安土山下町全体の法となる。

ここから「喧嘩・口論、国質・所質、押買・押売」の禁止令が単なる〈市の平和令〉ではなく、〈都市の平和令〉にもなっていたことが分かる。「宿」のある安土山下町全体に〈市の平和令〉が命じられたのである。このことは、安土における地下検断権が「惣町」のみならず「外来商人」に対しても及ぶことが、信長により正式に承認され、「宿」－「町」－「惣町」系列での「座」の商人を含む「外来商人」たちに対する監督の原則が定まったのである。

天正年の坂本町中宛て定書の第六条には「諸商人売物之儀、其宿仁而可有売買事」とあり、「宿」での売買が強制されている。これは安土令における「宿」の「亭主」の持つ「主人権」が拡大された形態であろう。しかし安土での売買は、市場のみならず「宿」でも行われた。「楽市場」では基本的には相対売買と思われるが、「宿」では、外来商人たちに対する保護活動としての「宿泊」、荷物の「保管・一時預かり」、売買契約への立ち会いなどが行われたと思われる。

当時「座」の商人集団の行う自力救済は「国質・郷質」などの質取りであった。一方、⑩ではこのフェーズは禁止されている。安土山下町全体が「座」の力を排除した一つの独立法圏となっている。このことは⑪の「譴責使」の問題とも関連し、ここでは直接の「打入」を禁止し、その前に信長の吏僚的性格の濃い馬廻り⁽⁵¹⁾の福富秀勝氏と国人領主の木村氏への届出が命じられている。このような「座」に対する「都市法」優位の主張が、安土楽市令の眼目なのである。

このように理解すると、①の「諸公事」の「免許」は「商人座公事」を「座」に代わり「惣町」が執り行うことを意味したとなる。なお、ここではかつての市場法で「押買・狼藉」とあったものが「押買・押売」と表現されており、この言葉がこれ以後広まることが問題である。これは、これまでの祭礼市・定期市などがカーニバルのような〈荒ぶる場〉で、平和な場所ではなかったことによつていよう。『結城氏新法度⁽⁵²⁾』から幾つかの例を挙げたい。

第八条には「神事又市町」にて「やりこ・押買、其外慮外之儀」、「うたれ候はんものは不及是非」とある。第十七条には「市町又神事祭礼の場」「脇より切り剥ぎ」とある。第七七条には「高橋の祭其外神事祭礼之場之喧嘩」「酒狂」「死損」「切られ損」とある。以上から、祭礼市では常に喧嘩があり、「死損」「切られ損」のような殺伐とした〈荒ぶる場〉であったことが分る。これらを「狼藉」と表現したのである。

しかし、臨時市ではなく、町屋の立ち並ぶ常設の市場町が形成され、定期市の時代から市場町の成立段階へと変化すると、世界は大きく変化し市場の平和は強まり、「町」が平和の担い手として登場し、このような「狼藉」行為はなくなる。「楽市楽座」に代わり「楽買・楽売」と云う言葉が現れるのもこうした流れの中にある。天正十年の蒲

生氏郷の日野掟の「楽買・楽売」は「押買・押売」の反対語だろう。

佐久間氏の発布した天正三年の金森楽市令には、楽市場での喧嘩両成敗が記されている。一般的な「喧嘩・口論」の禁止令から、喧嘩両成敗法へと変化することの背景には、市場での喧嘩が減ってきたこと、市場の平和の確立があるろう。

10. むすび 第一条の解釈

既にわれわれは、この十三カ条全体を信長と常楽寺城の城主で国人領主の木村次郎左衛門尉との間の交渉と、その結果、両者間で取り交わされた安土城下町の在り方を巡る取り決めで、①はその基本原則だ、としてきた。信長が「楽市」にせよと要求し、そのための条件が「諸座諸役・諸公事」の「免許」であった。「諸座諸役・免許」とは「宿」―「町」と云う系列で外来商人を保護することに対する反対給付として、「座役銭」を本座に代わり「宿」が徴収する体制と考えた。

それに付随する法令はここには登場していないが、この考えを否定する積極的な根拠も発見できなかった。「諸公事・免許」については、この場合の「公事」は〈裁判〉を云い、「諸商人座公事・免許」であるか、一般的な「諸公事・免許」であるかを問題としたが、⑩が前者に、⑤・⑥・⑦が後者にそれぞれ対応している。一般的な「諸公事・免許」の中に、特殊的な「諸座諸公事免許」が含まれることから、この場合は一般的な「諸公事」の「免許」と理解することができよう。

何れにせよ木村氏や「惣町」の持つ地下検断権を信長が承認することがすべての基礎で、これがここで承認されたと見てよいだろう。

注

- (1)奥野高広『増訂 織田信長文書の研究 下巻』722号文書 300頁
- (2)奥野高広『増訂 織田信長文書の研究 下巻』303～304頁
- (3)小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」『国立歴史民俗博物館研究報告』No.8 1985年
- (4)秋田裕毅「安土城下町を復元する」『織田信長と安土城』創元社 1990年
- (5)朝尾直弘「惣村から町へ」『都市と近世社会を考える』朝日新聞社 1995年
- (6)桜井英治「湊・津・泊一都市自治の系譜」『平安京と水辺の都市、そして安土』『朝日百科 歴史

- を読みなおす』朝日新聞 1993年 所収
- (7)小島道裕「安土」『城と城下 近江戦国誌』新人物往来社 1997年 第二章
- (8)小島道裕「「安土町奉行」木村次郎左衛門尉」『城と城下 近江戦国誌』[前注7参照] 第三章
- (9)秋田裕毅「安土への道を考える」『織田信長と安土城』創元社 1990年
- (10)「発掘成果から見た安土の町屋」秋田氏前掲書 [前注9参照]
- (11)「安土という土地がら」秋田氏前掲書
- (12)小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」[前注3参照]
- (13)谷川健一編『日本の神々 5 山城・近江』白水社 2000年、神社山門の左右には、神紋をつけた提燈がある。[『滋賀県の歴史』山川出版社、1997年95頁、第三章の扉の写真] これは、六角氏の家紋「鶴丸」ではなく、京極氏と同一な「平四つ目結」である。
- (14)『平凡社 大百科事典』1985年 「佐々木氏」の項
- (15)前注(8)参照。
- (16)大化前代の国造、「公」に系譜を引き、律令時代には郡司となり、中世に至ると在地領主として神官系武士団を率いる「社家」全体の支配者は、神官ではなく「惣官」なのではあるまいか。
- (17)永禄十一年九月に信長が近江の国に出した禁制は、近江八幡市の「沖島」宛てと、神埼郡の「永源寺」宛てが残っているが、この時「沙沙貴神社」にも出されたと思う。
- (18)高橋昌明「桑実寺の流れ公方」『湖の国の中世史』平凡社 1987年 所収
- (19)『信長公記』による限り、元亀元年から天正三年までの六年間に、五回の宿泊、ないし滞在が確認される。小島道裕「安土一近世城下町の成立」『平安京と水辺の都市、そして安土』『朝日百科 歴史を読みなおす』朝日新聞 1993年 所収
- (20)奥野高広『増訂織田信長文書の研究上巻』91号文書168頁
- (21)小島道裕「「安土町奉行」木村次郎左衛門尉」[前注8参照]
- (22)小島氏はこの文書を永禄十一年のものとしている [前掲書191頁] が、ここでは通説に従い、永禄十三年のものとする。
- (23)奥野高広『増訂 織田信長文書の研究 上巻』210号文書 346頁
- (24)田代脩「戦国期における領主制一近江国高島郡朽木氏を中心に」『戦国大名論集5』『近畿大名の研究』吉川弘文館 1986年
- (25)『信長公記』、谷口克広『織田信長合戦全録』中公新書 2002年
- (26)谷口克広『織田信長家臣人名事典』吉川弘文館
- (27)谷口克広『信長軍の司令官』中公新書 2005年、
- 同『信長の親衛隊』中公新書 1998年
- (28)奥野高広『増訂 織田信長文書の研究 下巻』672号文書 242頁
- (29)笹本正治『戦国大名と職人』吉川弘文館
- (30)奥野高広『増訂 織田信長文書の研究 補遺』「補遺第一」14頁
- (31)佐々木銀弥「楽市楽座令と座の保障安堵」『日本中世の都市と法』吉川弘文館 1994年 264頁
- (32)小島道裕「金森寺内町について」『戦国大名論集17』『織田政権の研究』吉川弘文館 1985年 199頁、「織豊期の都市遺構」[前注(3)参照] 254頁
- (33)「金森楽市令」未発表
- (34)網野善彦『日本中世都市の世界』筑摩書房 1996年 所収
- (35)『日本史研究』No.440 1999年
- (36)脇田修「信長政権の座政策」『近世封建制成立史論』東京大学出版会 1977年 天正四年には信長は建部の油座の保護を命じている。
- (37)仲村研『中世惣村史の研究 近江国得珍保今堀郷』法政大学出版局 1984年
- (38)小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」[前注3参照] 254頁
- (39)小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」[前注3参照] 270頁
- (40)佐藤進一『中世法制史料集 武家家法Ⅲ』505号文書 18頁
- (41)各条文の命名は小島道裕「織豊期の都市法と都市遺構」[前注3参照] を参考にした。
- (42)安野眞幸「安土楽市令と伝馬制度」『弘前大学教育学部紀要』No.91 2004年3月
- (43)小野晃嗣「近世都市の発達」『戦国城下町の研究』法政大学出版局 1993年 所収
- (44)勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」『織田政権の研究』『戦国大名論集17』吉川弘文館 1985年 所収
- (45)朝尾直弘「安土山下町中定の第十二条について」『都市と近世社会を考える』朝日新聞社 1995年
- (46)小島道裕「戦国・織豊期の城下町一城下町における「町」の成立」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅱ町』東京大学出版会 1990年 所収
- (47)稲葉継陽「村の武力動員と陣夫役一戦国期における平和の負担一」歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店 2001年
- (48)神田千里『土一揆の時代』吉川弘文館 2004年
- (49)『平凡社 世界百科事典』「被官」の項
- (50)勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」『織田政権の研究』[前注37参照]
- (51)谷口克広『織田信長家臣人名事典』
- (52)石井進他編『中世政治社会思想 上』『日本思想大系21』岩波書店 1972年 所収

(2005. 1. 11受理)